

令和6年度 塩尻市既存住宅用 太陽光パネル・定置型蓄電池設置費補助金

補助金には限りがあります。予算上限に達し次第終了となりますので、ご了承ください。

1 補助の対象設備

太陽光パネル

次の要件を全て満たす、**既存住宅の屋根等に設置する太陽光パネル**

【設備の要件】

- 太陽光パネルまたはパワーコンディショナーのいずれか低い方の定格出力が10キロワット未満のものであること
- ※増設する場合は、既存の太陽光パネルと対象パネルの最大出力の合計が10キロワットを超えると対象になりません。
- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了したものであること
- 電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者と同法第2条の13に規定する小売供給契約を締結したものであること
- 新たに購入したものであること
- 太陽光パネル設備の設置工事の契約日が令和6年4月1日以降であること

蓄電池

次の要件を全て満たす、**既存住宅に設置する定置型蓄電池**

【設備の要件】

- 蓄電池の蓄電容量が4キロワットアワー以上のものであること。
- 既存住宅は、申請日の1年以上前に建築が完了したものであること
- 太陽光発電設備と常時接続しており、同設備が発電する電気を充放電でき、その電気を住宅で使うことができるものであること。
- 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるものであること。
- 新たに購入したものであること
- 定置型蓄電設備の設置工事の契約日が令和6年4月1日以降であること

申請時に設備の要件を満たしていないもの、既に設置工事が始まっているもの及び設置済みのものは、補助の対象にはなりません。確認をお願いします。



太陽光パネルと蓄電池の補助は併用可能です。

2 補助金額

太陽光パネル

・ 太陽光パネル1キロワット当たり **25,000** 円

・ 補助限度額 **100,000** 円

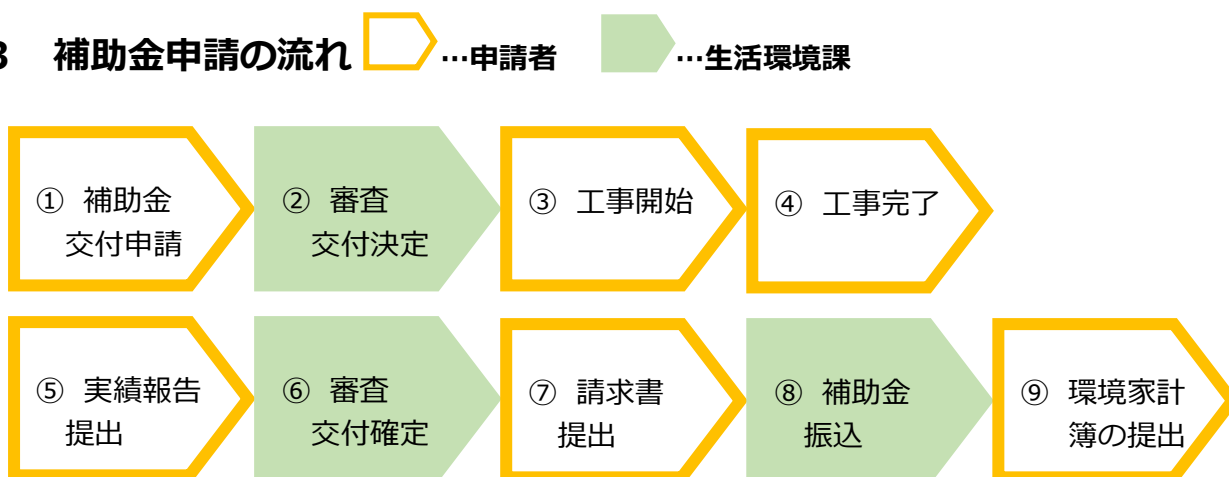
※補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

蓄電池

・ 定置型蓄電池設置 1件につき **100,000** 円

※補助金の交付は、同一の対象設備につき1回限りです。

3 補助金申請の流れ



4 補助金交付の対象者

次の要件を全て満たす方が補助金交付の対象者となります。

- (1) 自ら居住する市内の住宅（住宅に事務所等を兼ねるものを含む）に対象設備を設置しようとする方
- (2) 補助金の交付申請をした年度内に対象設備の設置を完了できる方
- (3) 市税等の滞納がない方
- (4) 設備設置後、1年間環境家計簿に取り組むことができる方

※環境家計簿は実績報告後、市から送付します（HP からダウンロードも可能です）

5 補助金の交付申請について

対象設備を設置する前に、以下の書類を生活環境課へ提出してください。

チェック表

太陽光パネル

蓄電池

<input type="checkbox"/>	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業補助金交付申請書
<input type="checkbox"/>	対象設備と設置に要する費用の内訳が記載された見積書の写し（社印が確認できるもの）
<input type="checkbox"/>	対象設備の設置予定場所の位置図（住宅地図等）
<input type="checkbox"/>	設備を設置する建物等の予定場所が確認できるカラー写真及び平面図
<input type="checkbox"/>	市税の完納証明書（最新のもの）
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書等の写し（印紙を貼ってあることが確認できるもの）
<input type="checkbox"/>	設置する設備の規格等が確認できる仕様書又はカタログ等の写し
<input type="checkbox"/>	設置する既存住宅等の所有者及び建築年月日が確認できるもの（登記事項証明書や納税通知書等）の写し

※建物所有者及び電灯契約者が申請者と異なる場合は、同居が確認できるもの（世帯全員が載っている住民票等）の写し

【交付申請時の注意事項】

- ・書類に不備がある場合は受付できません。
- ・申請書の提出は、原則、本人自ら提出してください。
※郵送での提出はできません。（代理人が提出する場合、代理人1人につき1日1件のみの提出とします。）
- ・内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消して訂正をしてください。
※金額の訂正はできません。（再度、申請書を提出してください。）
- ・申請後、交付決定までは2週間ほどの日数が必要となりますので、工事着工の2週間前までに書類の提出をお願いします。
- ・計画の変更又は中止をする場合は、速やかに変更・中止・廃止承認申請書を提出してください。

6 補助金の実績報告について

次の全ての書類を、対象設備を設置後速やかに提出してください。

【提出期限】

対象設備の設置が完了した日から起算して**30日以内**又は**令和7年3月末日**のいずれか早い日。

※提出期限が過ぎたものについては、補助金交付決定が取り消しとなります。

チェック表

太陽光パネル

<input type="checkbox"/>	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業実績報告書
<input type="checkbox"/>	領収書の写し（印紙が貼ってあり、購入代金が含まれていることがわかるもの。）
<input type="checkbox"/>	領収内訳書（指定の様式に記入。領収書の金額と総額が同じであること。）
<input type="checkbox"/>	電力会社との売電契約が分かる書類（「発電設備の連携に関するお知らせ」等）の写し
<input type="checkbox"/>	竣工検査の試験記録書の写し
<input type="checkbox"/>	対象設備の設置状況を示す複数箇所のカラー写真（設置場所、製品（型番）がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	請求書（指定の様式に記入。）

蓄電池

<input type="checkbox"/>	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業実績報告書
<input type="checkbox"/>	領収書の写し（印紙が貼ってあり、購入代金が含まれていることがわかるもの。）
<input type="checkbox"/>	領収内訳書（指定の様式に記入。領収書の金額と総額が同じであること。）
<input type="checkbox"/>	対象設備の設置状況を示す複数箇所のカラー写真（設置場所、製品（型番）がわかるもの）
<input type="checkbox"/>	請求書（指定の様式に記入。）

【実績報告時の注意事項】

- ・領収内訳書及び請求書は指定の様式に記入してください。
また、領収内訳書の様式右下の枠内へ、購入先の業者の社名を記入してください。
- ・写真はカラーのもの（対象設備の設置場所、製品がわかるもの）を複数枚提出してください。
- ・内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で抹消して訂正をしてください。
※金額の訂正はできません。（再度、申請書を提出してください。）

7 状況等の報告

補助金の交付を受けた日から1年以上の間、環境家計簿による省エネルギー活動に取り組み、報告書を提出してください。

8 変更および中止

設置する設備が申請時と変更になっている場合や事業を中止する場合は、次の書類の提出が必要となります。

チェック表

太陽光パネル

蓄電池

<input type="checkbox"/>	塩尻市既存住宅用太陽光発電設備等設置促進事業変更・中止・廃止届出書
<input type="checkbox"/>	変更する設備の規格等が確認できるカタログ等の写し

9 その他

- ・太陽光パネルの補助と蓄電池の補助は、併用することができます。
- ・長野県の補助事業（※）と塩尻市の本補助事業は、併用することができます。

※長野県の補助事業

【既存住宅エネルギー自立化補助金】

県が認定する事業者との契約により、既存住宅に太陽光パネル等を設置する人に補助金を交付しています。

【グループパワーチョイス（共同購入）】

太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募り、一括して発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイス（共同購入）を実施しています。

長野県環境部ゼロカーボン推進室
電話：026-235-7179



担	塩尻市役所 市民地域部 生活環境課 環境係 〒399-0786
当	塩尻市大門七番町3番3号 電話 0263-52-0280（内線 1116）